

G8 司法・内務大臣会議結果議長総括  
(モスクワ市、2006年6月15～16日)

2006年6月15日～16日にモスクワで開催された会合において、G8の司法及び内務閣僚は、テロリズム及び国際犯罪との闘いに関連する幅広い問題を討議した。特に強調されたのは、テロとの闘い、刑事事件の共助の分野を含む、相互作用のための法的方策、手段及び方法の改善、サイバー犯罪並びにインターネット及び関連技術のテロリストによる悪用との闘い、不法移民、薬物密輸及びテロ資金供与への対策における、G8各国間の協力を引き続き強化することの必要性であった。

総括

テロリズム

1. 閣僚は、動機を問わず、またいつ誰によって敢行されたかを問わず、あらゆるテロ行為を、平和、安全及び法と秩序に対する最も深刻な脅威のひとつとして改めて厳しく非難し、この災禍と闘うためのG8の取組を増強する決意を確認した。
  
2. このため、閣僚は、テロに対する安全性を向上させるための、以下を含むいくつかの文書を承認した。
  - テロ行為の扇動、支援、及び実行の抑止における国際協力に関するG8原則
  - 地下鉄及び鉄道のテロに対する防護に関する勧告
  - G8各国の地下鉄及び鉄道のテロに対する防護に関する基本原則（ベスト・プラクティスの基本原則）
  - 国境管理及び法執行の目的での乗客データの使用に関するベスト・プラクティス
  - 貨物データの発送前の共有、分析及び評価のための方法、技術及びシステムに関するベスト・プラクティス閣僚は、G8以外の地域の各国においても、これらの原則及び勧告を、この分野におけるベスト・プラクティスとして遵守することを奨励した。また、閣僚は、地下鉄や鉄道において危険物

質を使用するおそれのあるテロへの対策のさらなる取組を支持した。

- 3 . 閣僚は、テロリストの過激化及び勧誘に行き着くおそれのある要因を引き続き分析するとともに、この現象への対策を引き続き検討していく必要性を認識した。閣僚は、テロリストのプロパガンダ及び過激化や、テロリストの勧誘及び訓練について、特に刑務所のような特殊な環境に留意しつつ、効果的な予防措置を策定していくことに対して支持を表明した。
- 4 . 閣僚は、テロ対策への民間部門の積極的関与の重要性を認識し、これと関連して、本年 11 月にモスクワで開催されるテロに対処するための政府とビジネスとの間のパートナーシップに関するグローバル・フォーラムを歓迎した。
- 5 . 閣僚は、テロリズムは、形式や形態を問わず、国際的な平和、安全、及び人権 - 特にテロリストが生命を脅かす場合には生命への権利 - の享有に対する最も深刻な脅威のひとつであることを再確認した。閣僚は、各国が国連憲章及び国際法、特に国際人権法、難民法及び人道法の下での義務に従いつつ、あらゆる手段でテロリズムと闘うことが不可欠であることを強調した。

#### テロリズム及び国際犯罪と闘うための法的方策

- 1 . 閣僚は、テロリズム及び国際組織犯罪に関係する事案において、犯罪人引渡しや捜査共助等の協力の改善を継続すること、特に、この分野の普遍的国際文書、即ち、国際テロ防止関連条約及び議定書、関連安保理決議、国際組織犯罪防止条約及びその議定書が定める義務を厳格に履行することを合意した。特に留意されるべきことは、適正手続の要件に適合しつつ、テロリストに関係する要請については、テロリストを裁いて責任を問うために、高い優先順位を与えることと、法的手続の遅延をできるだけ短くすることとを確実にすることである。閣僚は、テロリズム及び他の国際犯罪に対処し、これと闘うための法的基盤を形成するこれら普遍的条約に、全ての国が加入して全面的に実施することが重要であると合意した。また閣僚は、G8 各国がこれ

ら国際文書の批准及び実施についてリーダーシップを発揮することの重要性を強調した。閣僚は、国連安保理決議 1373 に掲げられた原則を再確認した。その原則とは、各国に対し、国際法に基づき、難民の地位がテロ行為の実行者、組織者又は支援者によって濫用されないこと、及び政治的動機の主張がテロリストとされる者の引渡し請求を拒絶する事由として認められないことを確実にすることを求めるものである。

- 2 . 閣僚は、DNA 証拠をテロリズム及び他の犯罪の捜査及び訴追において活用することの重要性を銘記し、DNA データの交換を改善するための方策を引き続き検討することを専門家に対して促した。
- 3 . 閣僚は、G8 の専門家によって作成された「国際テロリズムと闘うための効果的な国際協力に関する G8 ベストプラクティス」を承認するとともに、「テロリズムの被害者への補償に関する G8 ハンドブック」を高く評価した。
- 4 . 閣僚は、欧州評議会閣僚委員会のロシア議長国期間である 2006 年 11 月 9 ~ 10 日に、モスクワにおいて開催される、「刑事法分野における欧州の協力」司法内務省庁上級会合への参加を招請された。

#### サイバー犯罪及びテロリストによるインターネット利用

- 1 . IT 犯罪の増加を踏まえ、閣僚は、効果的な対策の必要性を強調し、特に以下の事項を専門家に要請した。
  - 悪意のあるプログラムによる攻撃等の情報システムに対する攻撃の防護及び対応措置を引き続き発展させるとともに、ID 窃盗、不正支払詐欺、偽造品頒布及びフィッシング等の情報システムの犯罪目的の悪用に関する問題に対策の検討を継続すること。
  - IT 犯罪との闘い強化するために、インターネットサービスプロバイダ、民間部門及び技術専門家との間の官民パートナーシップの推進作業を継続すること。
  - 現在世界の 43 か国の法執行機関が参加している G8 ハイテク犯

罪 24 時間コンタクトポイント・ネットワークの拡張及び強化を継続すること。

- 2 . テロリストによるインターネットの悪用による脅威の増大及び G8 各国間の法制の違いによる課題を認識しつつ、閣僚は、専門家に対し、テロリストによる通信、計画、支援及びテロリストの勧誘といったインターネットの悪用と闘うための提案 - 例えばこの分野における民間部門と協力連携の最善の方策 - を検討するとともに戦略を策定し、その進捗について来年報告することを求めた。
- 3 . 閣僚は、インターポールが運営するインターネット上の児童の性的搾取に関する国際データベースに対し、G8 各国がリソース及び運用上の支援を行うことの重要性を指摘した。また、閣僚は、このプロジェクトの達成のための民間部門の寄与も奨励した。
- 4 . 閣僚は、議長国ロシアの下で、2006 年 4 月 19 日・20 日にモスクワにおいて開催されたサイバー犯罪及びサイバーテロ対策国際実務会議が成功を収めたことを銘記するとともに、今年の秋にローマにおいて IT 犯罪と闘うための G8 のハイテク犯罪 24 時間コンタクトポイント・ネットワークの国際トレーニング会合を開催するイタリアの取組を歓迎した。

#### 不法移民

- 1 . 国連国際組織犯罪防止条約及びこれを補足する「人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」と「陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書」の発効を想起しつつ、閣僚は、全ての国がこれらの普遍的法的文書に基づく協力を強化することを求めた。
- 2 . 閣僚は、不法移民及び人身取引との闘いにおける協力の実効性を高めるためにインターポール及びユーロポールとの協力が重要であること、及び、インターポールの運営する紛失、盗難又は無効旅券データベースの活用が重要であることを

強調した。閣僚は、また、不法移民と闘うために、関係国連機関、国際移民機構、国際民間航空機構、国際海事機構及びユーロポールとの連絡を更に密にする方策を求めた。

- 3 . G8 各国間での新世代渡航文書認証システムの相互運用性及び相互読取り性の確保のための作業が成功裏に開始されたことを銘記しつつ、閣僚は、バイオメトリクス情報を含む文書の作成及び取扱いに関するベスト・プラクティスを共有することの重要性を強調した。
- 4 . 閣僚は、「文書アドバイザーの活動に関するベスト・プラクティス」及び「紛失盗難渡航文書を提示した旅行者の扱いにおけるベスト・プラクティス」についての専門家の成果を高く評価した。また、閣僚は、現代の奴隷制度といえる、人身取引に関する知識の集約と、これと闘うための戦略を改善するためのローマ・リヨン・グループにおいて進行中のプロジェクトの進展を歓迎した。

#### 薬物取引

- 1 . 閣僚は、薬物取引がアフガニスタンの平和再建に重大な脅威を及ぼしていること、及び、アフガニスタン起源のあへんが依然として世界全体の供給量のほぼ 90 パーセントを占めていることを銘記した。問題の規模に鑑み、閣僚は、G8 のメンバーが、アフガニスタン政府の薬物対策キャンペーン及び各国による薬物密輸ルートに関する取組への支援を、強化継続する必要があることを再確認した。
- 2 . 閣僚は、アフガニスタンが発表した改訂版国家薬物統制戦略を、バランスの取れた包括的な薬物問題への取組を示したものとして歓迎した。閣僚は、G8 による支援は、同戦略において特定されている 4 つの国家的優先事項（密輸者及び取引への注力、地方の生計の強化、国内需要の削減、及び実効的薬物対策機関の設立）を対象に、適切な場合にはアフガニスタン政府の薬物対策信託基金への寄付も含めて、投入されるべきであることに合意した。閣僚は、ローマ・リヨン・グルー

プにおいてこの作業を継続すべきであることに合意した。

- 3 . 閣僚は、G8の外相の参加を得てアフガニスタンの薬物取引に関する国際閣僚会合（パリ II・モスクワ I）を開催する議長国ロシアの取組を歓迎した。閣僚は、特に、アフガニスタン自体で製造処理が行われる薬物の量が増えていることを示す証拠があることに鑑み、前駆物質規制の分野での取組を強化する重要性を銘記した。閣僚は、また、国境管理に関するドーハ II 会合（2006年2月27～28日）において既に表明されているとおり、アフガニスタンとその隣接国が現代的かつ実効的な国境管理制度を確立するための協力を強化する必要があることを認識した。閣僚は、アフガニスタン及び中央アジア等の第三国の薬物対策担当官を A.N.セルゲイエフ国際薬物対策部隊要員訓練センターにおいて訓練するとのロシアの提案を銘記した。

#### その他の活動

- 1 . 2006年6月15日、会合参加者は、ロシア連邦内務省上級職員研修所を訪問し、地下鉄のテロ対策保護及びテロ対策航空保安の問題を討議した。
- 2 . 閣僚は、ロシア内務省の航空保安訓練施設を訪問し、A.N.セルゲイエフ国際薬物対策部隊要員訓練センターを訪問した。